

○奈良県営住宅条例

昭和三十九年四月一日

奈良県条例第二号

奈良県営住宅条例をここに公布する。

奈良県営住宅条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 県営住宅の設置(第三条)

第二章の二 公営住宅等の整備

第一節 総則(第三条の二―第三条の五)

第二節 敷地の基準(第三条の六・第三条の七)

第三節 公営住宅等の基準

第一款 公営住宅の基準(第三条の八―第三条の十三)

第二款 共同施設の基準(第三条の十四―第三条の十七)

第三章 県営住宅の管理(第四条―第三十八条の二)

第四章 県営住宅の社会福祉事業等への活用(第三十九条―第四十三条)

第五章 県営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用(第四十四条―第四十七条)

第六章 駐車場の管理(第四十八条―第四十八条の十一)

第七章 雑則(第四十九条―第五十四条)

附則

第一章 総則

(平九条例一九・章名追加)

(目的)

第一条 この条例は、県営住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 県営住宅 県が住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で入居させるため設

置する住宅及びその附帯施設をいう。

二 公営住宅 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。)の適用を受ける県営住宅をいう。

三 共同施設 法第二条第九号に規定する共同施設をいう。

四 収入 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。)第一条第三号に規定する収入をいう。

五 公営住宅建替事業 県が施行する法第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(昭四五条例三三・平九条例一九・一部改正)

第二章 県営住宅の設置

(平九条例一九・章名追加)

第三条 県営住宅(共同施設を含む。)を、別表のとおり設置する。

(平九条例一九・平二五条例六三・一部改正)

第二章の二 公営住宅等の整備

(平二四条例四九・追加)

第一節 総則

(平二四条例四九・追加)

(公営住宅の計画的な整備)

第三条の二 公営住宅の整備は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項の規定により県が定める住生活基本計画に基づいて行わなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(健全な地域社会の形成)

第三条の三 公営住宅及び共同施設(以下この章において「公営住宅等」という。)は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(良好な居住環境の確保)

第三条の四 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(費用の縮減への配慮)

第三条の五 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(平二四条例四九・追加)

第二節 敷地の基準

(平二四条例四九・追加)

(位置の選定)

第三条の六 公営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(敷地の安全等)

第三条の七 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(平二四条例四九・追加)

第三節 公営住宅等の基準

(平二四条例四九・追加)

第一款 公営住宅の基準

(平二四条例四九・追加)

(住棟等の基準)

第三条の八 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域的良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(住宅の基準)

第三条の九 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

- 2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(住戸の基準)

第三条の十 公営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(住戸内の各部)

第三条の十一 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(共用部分)

第三条の十二 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(附帯施設)

第三条の十三 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(平二四条例四九・追加)

第二款 共同施設の基準

(平二四条例四九・追加)

(児童遊園)

第三条の十四 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(集会所)

第三条の十五 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(広場及び緑地)

第三条の十六 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(平二四条例四九・追加)

(通路)

第三条の十七 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状態に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(平二四条例四九・追加)

第三章 県営住宅の管理

(平九条例一九・章名追加)

(入居者の募集方法)

第四条 公営住宅の入居者の募集方法は、公募の方法による。

2 知事は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち二以上の方法によつて行うものとする。

- 一 新聞
- 二 テレビジョン
- 三 県庁舎その他の県の区域内の適当な場所における掲示
- 四 県の広報紙
- 五 インターネット
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が適切と認める方法

3 前項の公募に当たつては、知事は、公営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(昭四五条例三三・昭五〇条例二八・平九条例一九・平二五条例六三・一部改正)

第五条 知事は、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、公営住宅に入居させることができる。

- 一 災害による住宅の滅失
- 二 不良住宅の撤去
- 三 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- 四 公営住宅建替事業による公営住宅の除去
- 五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- 六 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第二条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- 七 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存

入居者が入居することが適切であること。

八 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(昭四三条例一六・昭四五条例三三・昭四六条例三九・昭四八条例二八・昭五〇条例二八・昭五二条例二四・昭五五条例一八・昭五七条例一・昭六一条例一・平三条例二四・平九条例一九・平一八条例四六・一部改正)

(入居者資格)

第六条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者若しくは同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で規則で定めるもの又は第二号ア(1)(四)若しくは(五)に掲げる者(次条第二項において「配偶者暴力被害者等」という。)にあつては、第四号を除く。)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、これらの者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第二十二條及び第三十八條の二において同じ。)であること。

二 その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 法第二十三条第一号イの条例で定める場合として次のいずれかに該当する場合二十一万四千元((4)に掲げる場合であつて、当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元)

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

(一) 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(二) 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(三) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(四) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

(五) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (2) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 公営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

イ アに掲げる場合以外の場合 十五万八千円

三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

四 現に県内に住所又は勤務場所を有する者であること。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(昭五五条例三・昭五七条例一九・平七条例五・平九条例一九・平一二条例一五・平一二条例一九・平一四条例三九・平一八条例四六・平二〇条例三七・平二四条例四九・平二五条例三二・一部改正)

(入居者資格の特例)

第七条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一号から第四号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第二号ア(4)に掲げる公営住宅の入居者は、同条各号(配偶者暴力被害者等にあつては、第四号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該区域内において実施される都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第二号)第十五条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間は、前条第三号に掲げる条件を具備

する者を同条第一号、第二号及び第四号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 4 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十九条第一項に規定する居住制限者については、前条第三号に掲げる条件を具備する者を同条第一号、第二号及び第四号に掲げる条件を具備する者とみなす。

(平九条例一九・追加、平一四条例三九・平二〇条例三七・平二四条例四九・平二五条例六三・平二五条例三二・一部改正)

(入居の申込み)

第八条 公営住宅に入居しようとする者は、知事に入居の申込みをしなければならない。

(平九条例一九・旧第七条繰下)

(入居者の選考)

第九条 前条の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合における入居させるべき者(以下「入居予定者」という。)の選考は、知事が定める公開抽選の方法によつて行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により選考する場合においては、入居させるべき公営住宅の戸数と同数の入居予定者のほか、当該選考に係る公営住宅が空き住宅となつた場合における入居予定者として順位を定めて適当と認める数の補欠入居予定者を定めるものとする。
- 3 知事は、前二項の規定にかかわらず、特に住宅困窮度の高い者で規則で定めるものについては、その者を優先的に入居予定者とすることができる。

(昭四八条例二八・昭五〇条例二八・一部改正、平九条例一九・旧第八条繰下・一部改正)

第十条 知事は、前条第一項又は第三項の規定により入居予定者として選考された者について遅滞なくその入居者資格を審査するものとする。

- 2 知事は、入居予定者が入居を辞退したとき、又は前項の規定による審査の結果入居者資格を有しない者であることを知つたときは、当該公営住宅に係る前条第二項の補欠入居予定者のうちから補欠順位に従い入居予定者を選考する。
- 3 前二項の規定は、補欠入居予定者のうちから入居予定者として選考された者について準用する。
- 4 知事は、第十六条(第四号を除く。)の規定により入居の決定を取り消したときは、前条第二項の補欠入居予定者のうちから補欠順位に従い入居予定者を選考する。第一項及び第二項の規定は、この場合において準用する。

(昭四五条例三三・昭四八条例二八・一部改正、平九条例一九・旧第九条繰下・一

部改正、平二五条例六三・一部改正)

(入居決定の通知)

第十一条 知事は、入居者を決定したときは、当該入居の決定を受けた者に対し、入居日を指定して、その旨を通知するものとする。

2 知事は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居の決定を受けた者に対し、前項の通知と同時に、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(昭四五条例三三・昭四八条例二八・一部改正、平九条例一九・旧第十条繰下・一部改正)

(敷金)

第十二条 前条第一項の通知を受けた者(以下「入居決定者」という。)は、同項の規定により指定された日(以下「指定入居日」という。)までに敷金を納付しなければならない。

2 前項の敷金の額は、当該入居を決定された公営住宅の入居時における家賃の三月分に相当する額とする。

3 第一項の規定により納付した敷金は、公営住宅を明け渡すときに還付する。この場合において、家賃について未納の額があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。

4 敷金には、利子を付けない。

5 知事は、災害により著しい損害を受けたことその他特別の事情がある場合において必要があると認める者に対して、敷金の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

(昭四五条例三三・昭六〇条例二〇・一部改正、平九条例一九・旧第十一条繰下・一部改正)

(誓約書の提出)

第十三条 入居決定者は、指定入居日までに連帯保証人を定め、その者と連署した誓約書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、入居決定者について特別の事情があると認める場合は、連帯保証人を定めないこと及び誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

(昭四五条例三三・一部改正、平九条例一九・旧第十二条繰下、平三〇条例五八・令元条例二五・一部改正)

(連帯保証人)

第十四条 連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する者又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第二十条第二項に規定する家賃債務保証業者のいずれか一者でなければならない。

- 一 国内に住所を有する者であること。
- 二 独立の生計を営む者であること。
- 三 入居決定者と同等以上の収入のある者であること、又は一定の資産を有する等入居決定者の債務を負担する能力があると認められる者であること。

2 連帯保証人(法人でない者に限る。)は、規則で定める極度額を限度として、保証債務の履行をする責任を負う。

3 連帯保証人を変更しようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(平九条例一九・旧第十三条繰下、平二五条例六三・平三〇条例五八・令元条例二五・一部改正)

(入居)

第十五条 入居決定者は、指定入居日から七日以内に公営住宅に入居しなければならない。

ただし、やむを得ない理由により当該期日までに入居することができないときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(昭四五条例三三・一部改正、平九条例一九・旧第十四条繰下)

(入居決定の取消し)

第十六条 知事は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

- 一 第十二条第一項に規定する敷金を納付しないとき。
- 二 第十三条に規定する誓約書を提出しないとき。
- 三 前条に規定する期間内に入居しないとき。
- 四 偽りその他不正の手段により、入居の決定を受けたとき。

(昭四五条例三三・追加、平九条例一九・旧第十四条の二繰下・一部改正)

(家賃)

第十七条 家賃は、指定入居日から住宅を明け渡した日まで徴収する。ただし、第二十九条第一項、第三十四条第一項又は第三十八条第一項の規定による明渡しの請求があつたときは、明渡しの期限又は期日まで(当該明渡しの期限又は期日までに明け渡した場合を除く。)徴収する。

2 家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分を納付し

なければならない。ただし、指定入居日の属する月の家賃の納付期限は、当該指定入居日とする。

- 3 毎月の家賃は、毎年度、次条第二項の規定により認定された入居者の収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃(令第三条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。)以下で、令第二条で定めるところにより算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十三条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
- 4 知事は、入居者(法第十六条第四項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。)が次条第一項の規定による収入の申告をすること及び第三十三条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、令第二条で定めるところにより、次条第二項の規定により認定した当該入居者の収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。
- 5 前二項の規定にかかわらず、知事が年度の中途において次条第五項において準用する同条第二項の規定により収入の額を認定したときは、当該認定をした日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降の毎月の家賃は、当該収入の額に基づき第三項の規定の例により算出した額とする。
- 6 月の中途において新たに入居し、又は明け渡した場合におけるその月分の家賃の額は、日割により計算した額とする。
- 7 知事は、入居者又は同居者について病気その他の特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

(昭四五条例三三・一部改正、平九条例一九・旧第十五条繰下・一部改正、平二五条例六三・平三〇条例五八・一部改正)

(収入の申告等)

第十八条 入居者は、毎年度、知事に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による収入の申告又は前条第四項の入居者が前項の規定による収入の申告をすること及び第三十三条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めた場合において規則で定める方法により把握した収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

- 3 入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。
- 4 入居者は、年度の中途において次の各号のいずれかに該当したときは、知事に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。
 - 一 収入が著しく変動し、家賃の額の変更の必要が生じた場合
 - 二 知事が第三十三条の規定による報告の請求により入居者の収入が著しく変動したと認め、収入の申告を求めた場合
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による収入の申告について準用する。

(平九条例一九・追加、平二五条例六三・平三〇条例五八・一部改正)

(修繕費用の負担)

第十九条 公営住宅及び共同施設の修繕(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)に要する費用は、県の負担とする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅の修繕に要する費用については、別に定めるものとする。
- 3 入居者の責めに帰すべき事由によつて第一項に規定する公営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、知事を選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(平九条例一九・旧第十六条繰下・一部改正)

(入居者の費用負担)

第二十条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- 一 電気、ガス、水道及び下水道の使用料(共同部分の使用料を含む。)
- 二 井戸、水洗便所(浄化槽を含む。)及び排水溝の維持に要する費用
- 三 汚物及びごみの処理に要する費用
- 四 畳の表替え、破損ガラス取替え等の軽微な修繕に要する費用
- 五 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- 六 共同施設の使用に要する費用
- 七 その他住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

(平九条例一九・旧第十七条繰下・一部改正)

(共益費の徴収等)

第二十条の二 知事は、入居者の共通の利益を図るために特に必要があると認める場合は、

共益費として、前条各号に掲げる費用のうち規則で定める費用を入居者から徴収することができる。

- 2 前項の共益費の額は、毎年度、共益費に係る施設、設備等の使用の状況、当該公営住宅の入居者数、徴収に要する費用等を勘案して、規則で定めるところにより算出した額とする。
- 3 第十二条第五項並びに第十七条第二項及び第六項の規定は、第一項の共益費について準用する。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により知事が徴収する共益費に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(令四条例四六・追加)

(維持保管義務)

第二十一条 入居者は、当該公営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、若しくはその入居の権利を他の者に譲渡し、又は当該公営住宅の用途を変更してはならない。
- 3 入居者は、当該公営住宅について模様替又は増改築をしてはならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(平九条例一九・旧第十八条繰下)

(同居等の承認)

第二十二条 入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、同居を必要とする理由を明らかにした上で知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をしてはならない。ただし、第一号に該当する場合において、入居者が病気にかかっていることその他の特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

一 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第六条第二号に掲げる金額を超える場合

二 入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合

- 3 入居者は、当該公営住宅を引き続き二十日以上使用しないこととなるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(平九条例一九・旧第十九条繰下・一部改正、平二〇条例三七・平二四条例四九・

平二五条例六三・一部改正)

(入居の承継)

第二十三条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、知事の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、連帯保証人を定め、その者と連署した誓約書を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定にかかわらず、第一項の承認を受けようとする者について特別の事情があると認める場合は、連帯保証人を定めないこと及び誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。
- 4 第十四条の規定は、第二項の連帯保証人について準用する。
- 5 知事は、第一項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(平九条例一九・追加、平二〇条例三七・平三〇条例五八・令元条例二五・一部改正)

(原状回復等)

第二十四条 入居者は、自己の責めに帰すべき事由によつて当該公営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はこれによつて生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項の規定による入居者の義務の全部又は一部を減免することができる。

(平九条例一九・旧第二十条繰下・一部改正)

(迷惑行為の禁止)

第二十五条 入居者は、公営住宅の環境を害し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(平九条例一九・追加)

(収入超過者等の認定)

第二十六条 知事は、入居者が公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において第十八条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により

認定した当該入居者の収入の額が第六条第二号に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、入居者が公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において第十八条第二項の規定により認定した当該入居者の収入の額が最近二年間引き続き令第九条に規定する金額を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。
- 3 入居者は、前二項の規定による認定について、規則で定めるところにより、知事に意見を述べることができる。

(平九条例一九・追加、平二五条例六三・一部改正)

(収入超過者の明渡し努力義務)

第二十七条 前条第一項の規定により収入超過者として認定された入居者(以下「収入超過者」という。)は、公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(平九条例一九・追加)

(収入超過者に対する家賃)

第二十八条 収入超過者は、第十七条第三項から第五項までの規定にかかわらず、第二十六条第一項の規定による認定に係る期間(当該収入超過者が当該期間中に公営住宅を明け渡した場合は、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)について、毎月、知事が当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で令第八条第二項で定めるところにより算出した額を家賃として支払わなければならない。

- 2 知事は、第十七条第四項の入居者が前項の規定に該当する場合において第十八条第一項の規定による収入の申告をすること及び第三十三条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第十七条第四項の規定及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、令第八条第三項において準用する同条第二項で定めるところにより、第十八条第二項の規定により認定した当該入居者の収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。
- 3 第十七条(第三項から第五項までを除く。)の規定は、前二項の家賃について準用する。

(平九条例一九・追加、平二五条例六三・平三〇条例五八・一部改正)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第二十九条 知事は、第二十六条第二項の規定により高額所得者として認定された入居者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、公営住宅の明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定による請求を受けた者が次に掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により、同項の期限を延長することができる。
 - 一 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
 - 二 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - 三 入居者又は同居者が近い将来において退職する等の事由により収入が著しく減少することが予想されるとき。
- 四 前三号に準ずる特別の事情があるとき。

(昭四五条例三三・追加、昭四九条例二九・昭五〇条例二八・昭五二条例二四・昭五七条例一・昭六一条例一・平三条例二四・一部改正、平九条例一九・旧第二十二條の二繰下・一部改正)

(高額所得者に対する家賃等)

- 第三十条 高額所得者は、第十七条第三項から第五項まで並びに第二十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第二十六条第二項の規定による認定に係る期間(当該高額所得者が当該期間中に公営住宅を明け渡した場合は、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)について、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。
- 2 知事は、前条第一項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。
 - 3 第十七条(第三項から第五項までを除く。)の規定は第一項の家賃について、同条第七項の規定は前項の金銭について、それぞれ準用する。

(平九条例一九・追加、平二五条例六三・平三〇条例五八・一部改正)

(住宅のあつせん等)

- 第三十一条 知事は、収入超過者から申出があつた場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあつせん等を行うものとする。この場合において、公営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(平九条例一九・追加)

(期間通算)

第三十二条 知事が第七条第一項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における第二十六条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 知事が第三十五条の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第二十六条から前条までの規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

(平九条例一九・追加)

(収入状況の報告の請求等)

第三十三条 知事は、第十二条第五項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第十七条第三項から第五項まで、第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項の規定による家賃の決定、第十七条第七項(第二十八条第三項又は第三十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予若しくは減免、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十一条の規定によるあつせん等又は第三十五条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(平九条例一九・追加、平二五条例六三・平三〇条例五八・一部改正)

(建替事業による明渡請求)

第三十四条 知事は、公営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第三十八条第一項の規定に基づき、除却しようとする公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 第三十条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(昭四五条例三三・追加、平九条例一九・旧第二十二条の三繰下・一部改正)

(新たに整備される公営住宅への入居)

第三十五条 前条第一項の規定による明渡しの請求を受けた入居者は、法第四十条第一項の規定により、当該公営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望するときは、知事に入居の申出をしなければならない。

(昭四五条例三三・追加、平九条例一九・旧第二十二條の四繰下・一部改正)

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第三十六条 知事は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十七条第三項から第五項まで、第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項の規定にかかわらず、令第十二条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平九条例一九・追加、平二五条例六三・平三〇条例五八・一部改正)

(公営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)

第三十七条 知事は、法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十七条第三項から第五項まで、第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項の規定にかかわらず、令第十二条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平九条例一九・追加、平二五条例六三・平三〇条例五八・一部改正)

(その他の明渡請求)

第三十八条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

- 一 不正の行為によつて入居したとき。
- 二 家賃を三月以上滞納したとき。
- 三 公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- 四 第二十一条の規定に違反したとき。
- 五 第二十二條第一項の規定による承認を受けずに他の者を同居させたとき。
- 六 第二十二條第三項の規定による承認を受けずに引き続き二十日以上公営住宅を使用しないとき。

七 第二十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

八 暴力団員であることが判明したとき(同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。)

九 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により公営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、知事が指定する期日までに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から前項の期日(同項の期日までに明け渡した場合は、当該明け渡した日)までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付けた額の金銭を、同項の期日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

4 知事は、第一項第二号から第八号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、第二項の期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

(昭四五条例三三・全改、平九条例一九・旧第二十三条繰下・一部改正、平二〇条例三七・令四条例四六・一部改正)

(意見聴取等)

第三十八条の二 知事は、必要があると認めるときは、次に掲げる者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くものとする。

一 入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族

二 第二十二條第一項の知事の承認を受けて入居者が同居させようとする者

三 第二十三條第一項の知事の承認を受けて引き続き公営住宅に居住しようとする者及びその者と現に同居している者

2 知事は、特に必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

3 警察本部長は、必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、知事に対して意見を述べることができる。

(平二〇条例三七・追加)

第四章 県営住宅の社会福祉事業等への活用

(平九条例一九・追加)

(社会福祉法人等に対する使用許可)

第三十九条 知事は、法第四十五条第一項に規定する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して同項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

- 2 社会福祉法人等は、前項の規定により公営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の許可に条件を付けることができる。
- 4 知事は、第二項の許可をしたときは、当該社会福祉法人等に対して、使用開始日を指定して、その旨を通知するものとする。

(平九条例一九・追加、平一二条例一九・一部改正)

(社会福祉法人等に対する使用料)

第四十条 前条第二項の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収する家賃相当額の合計額は、前項の知事が定める額を超えてはならない。

(平九条例一九・追加)

(社会福祉法人等に対する報告の請求)

第四十一条 知事は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため必要があると認めるときは、社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況の報告を求めることができる。

(平九条例一九・追加)

(社会福祉法人等に対する使用許可の取消し)

第四十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十九条第二項の規定による許可を取り消すことができる。

- 一 社会福祉法人等が第三十九条第三項の条件に違反したとき。
- 二 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(平九条例一九・追加)

(準用)

第四十三条 社会福祉法人等による公営住宅の使用については、第十二条、第十五条、第十七条第一項、第二項及び第六項、第十九条から第二十一条まで、第二十二条第三項、第二十四条、第二十五条並びに第三十四条の規定を準用する。この場合において、第十二条第一項中「前条第一項の通知を受けた者(以下「入居決定者」という。)」とあるのは「第三十九条第四項の通知を受けた社会福祉法人等」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、第十五条中「入居決定者は、指定入居日」とあるのは「社会福祉法人等は、指定使用開始日」と、第十七条第一項中「家賃は、指定入居日」とあるのは「使用料は、指定使用開始日」と、「第二十九条第一項、第三十四条第一項又は第三十八条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、同条第二項中「家賃」とあるのは「使用料」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、同条第五項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第十九条から第二十一条まで、第二十二条第三項、第二十四条、第二十五条及び第三十四条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(平九条例一九・追加、平二〇条例三七・平二五条例六三・平三〇条例五八・一部改正)

第五章 県営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用

(平九条例一九・追加)

(みなし特定公共賃貸住宅としての公営住宅の使用)

第四十四条 知事は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。次条において「特定優良賃貸住宅法」という。)第六条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(平九条例一九・追加)

(みなし特定公共賃貸住宅の入居者資格)

第四十五条 前条の規定により公営住宅を使用することができる者は、第六条の規定にかかわらず、同条第五号に掲げる条件を具備し、かつ、特定優良賃貸住宅法第三条第四号イ又はロのいずれかに該当する者とする。

(平九条例一九・追加、平二〇条例三七・一部改正)

(みなし特定公共賃貸住宅の家賃)

第四十六条 第四十四条の規定により使用に供される公営住宅(第四十八条の二において

「みなし特定公共賃貸住宅」という。)の毎月の家賃は、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

(平九条例一九・追加、平三〇条例五八・一部改正)

(準用)

第四十七条 第四十四条の規定による公営住宅の使用については、第四条、第五条、第八条から第十六条まで、第十七条(第三項から第五項までを除く。)、第十九条から第二十五条まで及び第三十三条から第三十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第十七条第一項ただし書中「第二十九条第一項、第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第三十三条中「第十二条第五項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第十七条第三項から第五項まで、第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項の規定による家賃の決定、第十七条第七項(第二十八条第三項又は第三十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予若しくは減免、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十一条の規定によるあつせん等又は第三十五条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第四十六条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(平九条例一九・追加、平二〇条例三七・平二五条例六三・平三〇条例五八・一部改正)

第六章 駐車場の管理

(平九条例一九・追加)

(駐車場の使用許可)

第四十八条 公営住宅の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。

(平九条例一九・追加、平二五条例六三・一部改正)

(駐車場使用者資格)

第四十八条の二 駐車場を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次のいずれかに該当する者であつて自ら使用するため駐車場を必要とするもの
 - ア 公営住宅の入居者又は同居者
 - イ 第三十九条第二項の許可を受けた社会福祉法人等
 - ウ みなし特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者
- 二 前号に掲げる者の組織する団体(以下この章において「団体」という。)

(平二五条例六三・追加)

(使用許可の申請)

第四十八条の三 第四十八条の許可(以下この章において「使用許可」という。)を受けようとするものは、使用許可を受けようとする日の一月前までに、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 団体が使用許可を受けようとするときは、前項の申請書のほか、規則で定める事項を記載した計画書を提出しなければならない。

(平二五条例六三・追加、令二条例四九・一部改正)

(使用の決定方法等)

第四十八条の四 前条の使用許可の申請の数が使用させるべき駐車場の数を超える場合における使用させるべきものの選考は、知事が定める方法によつて行うものとする。

- 2 知事は、駐車場を使用させるものを決定したときは、当該使用許可を受けたものに対し、その旨及び使用許可の開始日を通知するものとする。

(平二五条例六三・追加)

(変更許可等)

第四十八条の五 使用許可を受けたものは、当該使用許可を受けた事項について変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 使用許可を受けたものは、駐車場を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の一月前までに、知事に届け出なければならない。

(平二五条例六三・追加)

(使用料)

第四十八条の六 駐車場の使用料は、使用許可の開始日から駐車場を明け渡した日まで徴収する。

- 2 使用料は、毎月末(月の中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)分を納付しなければならない。
- 3 毎月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料以下で、規則で定める。
- 4 知事は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

(平二五条例六三・追加)

(報告、検査等)

第四十八条の七 使用許可を受けた団体は、毎年五月末日までに、規則で定める事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、使用許可を受けたものに対し、必要な限度において、その許可の内容に関し報告を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二五条例六三・追加)

(使用許可の取消し等)

第四十八条の八 知事は、使用許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を受けたものに対する使用許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求することができる。

- 一 第四十八条の二に規定するものでなくなつたとき。
 - 二 正当な理由がなく、一月以上駐車場を使用しないとき。
 - 三 不正の行為によつて使用許可を受けたとき。
 - 四 使用料を三月以上滞納したとき。
 - 五 駐車場又はこれに附帯する設備を故意に損傷したとき。
 - 六 前条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を来す行為をしたとき。
- 2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けたものは、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。
 - 3 知事は、第一項の請求を受けたものに対し、当該請求の日の翌日から当該駐車場を明け渡す日までの期間については、毎月、使用料の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(平二五条例六三・追加)

(駐車等の禁止)

第四十八条の九 使用許可を受けた場合を除くほか、何人も、次に掲げる行為をしてはなら

ない。

- 一 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車(二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。)をいう。以下同じ。)が公営住宅の敷地内に引き続き十二時間以上駐車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下同じ。)することとなる行為
 - 二 自動車が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)公営住宅の敷地内に引き続き八時間以上駐車することとなる行為
- 2 知事は、前項各号に掲げる行為その他の公営住宅の敷地内での駐車であつて、公営住宅の管理上支障があると認める行為があるときは、当該行為をしている者に対し、駐車禁止、自動車の移動その他必要な措置を命ずることができる。
 - 3 前項の措置を命ぜられた者は、速やかに自動車の移動その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 知事は、第二項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者が必要な措置を履行しないときは、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を同項の措置を命じた者から徴収することができる。
 - 5 知事は、前項の規定により自動車の移動その他必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせた場合における当該自動車に生じた損傷その他の損害については、故意又は過失によるものを除き、賠償の責めを負わない。

(平二五条例六三・追加、平二五条例三二・一部改正)

(準用)

第四十八条の十 駐車場の管理については、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十五条の規定を準用する。この場合において、第二十一条第三項本文中「模様替又は増改築」とあるのは、「形質の変更」と読み替えるものとする。

(平二五条例六三・追加)

(その他)

第四十八条の十一 この章に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平二五条例六三・追加)

第七章 雑則

(平九条例一九・章名追加)

(法の適用を受けない県営住宅に対する準用)

第四十九条 第二章の二(第三条の二を除く。)から第五章までの規定は、法の適用を受けない県営住宅について準用する。ただし、引揚者住宅については、第二十六条から第三十二条までの規定は、準用しない。

(昭四五条例三三・一部改正、平九条例一九・旧第二十四条繰下・一部改正、平二四条例四九・平二五条例六三・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第五十条 県営住宅及び共同施設のうち知事が定めるものの管理を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)である法人は、主として県営住宅及び共同施設の管理を行う指定管理者になることができない。ただし、知事、副知事並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百二十二条に規定するもの(県が出資しているものに限る。)については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 県営住宅及び共同施設の管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 知事は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が県営住宅及び共同施設の設置目的を達成するために必要と認める基準

(昭四九条例二九・追加、昭五六条例二三・一部改正、平九条例一九・旧第二十五条繰下、平一八条例七・平一九条例一八・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第五十一条 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従って県営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(平一八条例七・追加)

(指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)

第五十二条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 入居者の公募並びに入居及び退去の手続に関する業務
- 二 入居者への指導及び連絡に関する業務
- 三 家賃、共益費、駐車場の使用料等の収納に関する業務
- 四 県営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(平一八条例七・追加、平二五条例六三・平二六条例二二・令二条例四九・令四条例四六・一部改正)

(管理の特例)

第五十三条 知事は、法第四十七条第一項の規定により、公営住宅及び共同施設のうち知事が定めるものの法第三章の規定による管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。以下この条において同じ。)を市町村に行わせることができる。

2 知事は、前項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる権限を市町村に行わせることができる。

- 一 第四条第二項に規定する入居者の公募を行うこと。
- 二 第五条(第四号を除く。)の規定により公募を行わず、公営住宅に入居させること。
- 三 第八条の規定による入居の申込みを受理すること。
- 四 第九条第一項又は第三項の規定により入居予定者として選考すること及び同条第二項の規定により補欠入居予定者を定めること。
- 五 第十条第一項の規定により入居予定者として選考された者について入居者資格を審査すること並びに同条第二項及び第三項の規定により補欠順位に従い入居予定者を選

考すること。

- 六 第十一条第一項及び第二項の規定により入居の決定を受けた者に対し通知すること。
- 七 第十三条に規定する誓約書を受理すること。
- 八 第十四条第三項に規定する連帯保証人の変更の承認をすること。
- 九 第十五条ただし書の規定による入居日の変更の承認をすること。
- 十 第十六条の規定により入居の決定を取り消すこと。
- 十一 第十九条第三項に規定する選択をすること。
- 十二 第二十一条第三項ただし書の規定による入居者に対する承認をすること。
- 十三 第二十二条第一項及び第三項の規定による入居者に対する承認をすること。
- 十四 第二十三条第一項の規定による同居者に対する承認をすること。
- 十五 第二十五条第二項の規定により迷惑行為の停止その他必要な措置を命ずること。
- 十六 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第四項の規定によりその期限を延長すること。
- 十七 第三十一条に規定するあつせん等を行うこと。
- 十八 第三十三条の規定により第二十九条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十一条の規定によるあつせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。
- 十九 第三十八条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求すること。
- 二十 第三十八条の二第一項及び第二項の規定により警察本部長の意見を聴くこと。

3 第一項の規定により公営住宅及び共同施設の管理を市町村に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第四条第二項及び第三項、第五条、第八条、第九条、第十条第一項及び第二項、第十一条、第十四条第三項、第十五条ただし書、第十六条、第十九条第三項、第二十一条第三項ただし書、第二十二条、第二十三条、第二十五条第二項、第二十九条第一項及び第四項、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条、第三十八条第一項及び第二項並びに第三十八条の二中「知事」とあるのは「市町村の長」とするほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

| | | |
|-------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 第三十三条 | 第十二条第五項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第十七条第三項から第五項まで、第二十八条第一項若しくは第二項若しくは | 第二十九条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十一条の規定によるあつせん等 |
|-------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|

| | | |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| | 第三十条第一項の規定による家賃の決定、第十七条第七項(第二十八条第三項又は第三十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予若しくは減免、第二十九条第一項の規定による明渡し請求、第三十一条の規定によるあつせん等又は第三十五条の規定による公営住宅への入居の措置 | |
| 第三十八条第三項及び第四項 | 同項 | 市町村の長が同項 |

(平一八条例七・追加、平二〇条例三七・平二四条例四九・平二五条例六三・平三〇条例五八・令元条例二五・一部改正)

(その他)

第五十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。